第 241 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 11 月 26 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (38名)

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	4番　藤原 康正
5番　岩田 孝史	6番　古田川光彦	7番　永濱 孝之	9番　石原 博
10番　高橋 正敏	11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝	13番　石原 敬士
15番　立石 覚	16番　大坂 茂	17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美
19番　藤井 卓	20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一	22番　藤原 昭則
24番　佐藤 昌利	25番　石原 宏二	26番　賀元 亨	27番　若月 勝久
29番　藤原 功	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子	32番　嵐谷 行徳
33番　新田 昭喜	35番　浅野 保男	36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦
38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人	40番　安部 秀男	41番　梅木 達也
42番　松島 昭夫	43番　原田 二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子
農林振興課　主任主事　吉川晋吾

5. 欠席委員 (5名)

8番　安部 治美	14番　和久利 健	23番　渡部 雅一	28番　藤原 修
34番　卜蔵 秀夫			

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可の取消について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）
議案第５号　奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第241回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は8番　安部委員、14番　和久利健委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は、23番、28番、34番の3名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番　永濱委員、9番　石原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年11月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，825㎡他で計5，536㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所●●●●番地。解約届出日、令和6年10月17日。解約成立日、令和6年10月17日。土地引渡時期、令和6年12月31日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年11月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/畑、現況/山林です。面積643㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、昭和51年頃から耕作を放棄した。竹が侵入し耕作できなくなった。現在山林化している。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/畑、現況/山林です。面積142㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、昭和51年頃から耕作を放棄した。竹が侵入し耕作できなくなった。現在山林化している。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林です。面積68㎡他で計237㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、昭和51年頃から耕作を放棄した。竹が侵入し耕作できなくなった。現在山林化している。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。

事務局	番号4、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林です。面積375㎡他で計571㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、昭和51年頃から耕作を放棄した。竹が侵入し耕作できなくなった。現在山林化している。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号1から番号4の現地調査につきましては、10月25日に◎◎◎◎地区の農業委員、推進委員の5名全員で実施しました。資料1□□□□、資料2の□■□■は隣接しており、ともに背の高い木が繁殖し山林化していました。住宅の裏とさらにその奥にあり、住宅前庭付近からしか見ることができず、申請地にまで入っていくことはできませんでした 資料3と資料4の4筆はほぼ同じところにあり、同様に背の高い木が繁殖し山林化していました。こちらも山林化していたため、申請地の入り口までしかたどり着くことができませんでした。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号4について、19番藤井委員、お願いいたします。
19番	議案第1号番号1から番号4につきまして19番藤井が補足説明をさせていただきます。 先ほど事務局からご報告があったとおり、10月25日の総会終了後、◎◎◎◎地区の農業委員2名、推進委員3名、事務局とで、山林化していることを現地で確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年11月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は60㎡他で計183㎡です。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は1．8a。対価は無償です。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、外５筆。地目は登記簿/現況ともに田及び畑。面積は1,557 ㎡他で計 4,567 ㎡です。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は45．6a。対価無償です。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1，838㎡他

事務局	で計4，391㎡ です。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は106．8a。対価無償です。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は2，331㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は23．3a。対価無償です。資料8に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号5、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は15㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は74．7a。対価は総額◇◇◇◇円です。資料9に地図を載せておりますので、ご覧ください。このたび、譲受人の△△△△さんが相続登記の手続きを行われた際、○○○○さんという方の筆がご自身の固定資産の課税台帳についていました。戸籍を取りましたが、○○○○さんと△△△△さんとの関係を、はっきり確認できませんでした。また、○○○○さんという方はもういらっしゃらないということで、司法書士等の資格がある方が不在者財産管理人として就かれ、相続ではなく売買というかたちで所有権移転をしています。 番号6、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は216㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は112．6a。対価無償です。資料10に地図を載せておりますので、ご覧ください。 本件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、11番藤原委員、お願いいたします。
11番	議案第2号番号1から番号2につきまして11番藤原が補足説明をさせていただきます。 番号1について、◎◎◎◎自治会の▼▼▼▼というところですけれども、○○○○さんは3年ほど前に体調を崩されまして、娘さんがいらっしゃる■△■△の方へ出られて、ご自宅は空き家になっていました。このたび、▽▲▽▲のほうから××歳の△△△△さんという方が移住されて来るということです。家の前にほんのわずかですけれども畑がありまして、今ならまだ畑に戻せるということで、良かったと思っています。 番号2について、こちらも同じく◎◎◎◎自治会ですけれども、○○○○さんは■□■□の方に出られて、ご自宅は空き家というわけではありませんでしたが、今まで■□■□から通って、家の周りにある田畑を管理しておられました。このたび、○●○●の方から△△△△さんという方が移住されてくるということで、このまますぐに耕作してもらえると思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次に、番号3については、先ほどの事務局説明のとおりです。 番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に、番号4について、27番若月委員、補足説明をお願いします。
27番	議案第2号、番号4につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。 こちらの圃場は、◎◎◎◎の下、国道沿いにございます。○○○○さんと△△△△さんは親戚関係でございまして、このたび双方の合意によって無償譲渡ということになったわけでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 次に、番号5について、32番嵐谷委員、補足説明をお願いします。
32番	議案第2号、番号5につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 △△△△さんはお父様が亡くなられまして、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。なかなかできることではないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	一つうかがいますが、こちらは有償移転ということで◇◇◇◇円の対価がございます。どちらへ支払うことになるのですか。
事務局	不在者財産管理人への支払いとなります。

議長	分かりました。他にございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号5について承認することに決しました。 次に、番号6について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第2号、番号6につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 こちらの畑でございますが、◎◎◎◎駅より◆◆◆◆方面へ300mくらい行った、JRと町道の間にありまして、△△△△さんのご自宅の裏ということです。また、両サイドを△△△△さんの畑に挟まれており、今現在△△△△さんが管理しておられるという形になっています。何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号6について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年11月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/畑。面積は10㎡です。申請人氏名　○○○○。住所　▲▲▲▲番地。転用目的、墓地。転用理由は、今の墓地は山中にあり管理が困難なため。除地については、県の同意を得て、令和6年8月28日に許可されています。資料11に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は96㎡です。申請人氏名　○○○○。住所　▲▲▲▲番地。転用目的、車庫等。転用理由は、既存の車庫は狭く自動車の台数が確保できないため、新たに車庫(普通車2台分)を建設したい。除地については、県の同意を得て、令和6年8月28日に許可されています。資料12に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、現況は宅地。面積は102㎡他で計236㎡です。申請人氏名　○○○○。住所　▲▲▲▲番地。転用目的、車庫等。転用理由は、主要地方道◎◎◎◎線道路改良事業に伴い、車庫の移転が必要になった。居宅については既存建物の増改築が必要となり建設。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和6年8月28日に許可されています。資料13に地図を載せておりますので、ご覧ください。 これらの農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第

事務局	2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、21番森合委員、お願いいたします。
21番	議案第3、号番号1につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんのご自宅は、◎◎◎◎地区の県道▲△▲△線沿い、■□■□自治会の奥にございます。現在は自宅裏の山中に墓地があり、○○○○さんもご高齢で管理が難しく、平地にある畑の方へ移転したいということで、許可されています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に、番号2について、30番山田委員、補足説明をお願いします。
30番	議案第3号、番号2につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 ◆◆◆◆の裏側に流れている○●○●川を挟んだ山手の方に、○○○○さんのご自宅がございます。今まで露天状態で家の近くに車を止めておられましたが、今回、自宅周辺にある田圃を除地されて、そこへ新たに車庫を建てたいということです。車庫を建てることにより、周辺の農地に被害が生じるということは、特にないと思っています。土地につきましても、土地改良区区域外ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次に、番号3について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第3号、番号3につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん宅の裏の田圃で、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番立石委員。

15番	面積がトータル200㎡を超えていますが、県の同意は必要ではないでしょうか。200㎡未満の場合は市町村の判断で良いということですが。
事務局	こちらは追認で、除外申請が出てきたときに、県の方と協議を重ねて、令和6年8月28日付けで除地の許可が出ている状況になります。
15番	わかりました。
議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年11月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，894㎡他で13，920㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，112㎡他で5，380㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，493㎡他で5，010㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は506．8㎡です。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号4、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，990㎡他で計5，814㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、26番賀元委員、お願いいたします。
26番	議案第4号、番号1につきまして26番賀元が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの大字は◎◎◎◎ですが、自治会は▼▽▲▽になっています。△△△△さんは数年前から○○○○さんの田圃を作付されており、再契約ということで、何ら問題はないかと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に、番号2について、32番嵐谷委員、補足説明をお願いします。
32番	議案第4号、番号2につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 △△△△さんは、現役で農業をされており、再設定ということでもありますし、何ら問題はないと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次に、番号3について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第4号、番号3につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ◎◎◎◎地区■▽■▽自治会の○○○○さんから、△△△△さんへの農地利用集積についてです。△△△△さんは、他にも多くの耕作を請け負っておられ、適切に管理しておられますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次に、番号4について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。

39番	議案第4号、番号4につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 こちらの圃場は、長年にわたり△△△△さんが管理をしておられますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 次に議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について意見を求める。令和6年11月26日提出、奥出雲町長糸原保。左方に用途区分変更と書かれている資料をご覧ください。こちらが今回申請のあった一覧です。計画の変更について説明します。 件数は1件、筆数3筆。面積ですと97．6㎡が今回の申請内容です。追認案件となります。申請内容についてひととおり読み上げます。 整理番号1番、土地の所在　□□□□番、地目は畑。面積191㎡のうち20．4㎡。土地所有者及び事業計画者ともに、○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 同じく整理番号1番、土地の所在　□□□□番、地目は畑。面積389㎡のうち63．6㎡。土地所有者及び事業計画者ともに、○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 同じく整理番号1番、土地の所在　□□□□番、地目は田。面積816㎡のうち13．6㎡。土地所有者及び事業計画者ともに、○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 位置図及び利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。 今回の議案につきましては、以前7月の農業委員会総会で保留となった案件となります。保留となった経緯について説明します。土地利用計画図をご覧ください。7月の総会質疑応答の中で計画図の③農業用施設が赤道の上に建築されており、手続きは完了しているのかというご指摘を受けました。事務局の回答としては「申請者及び関係課へ確認をする」とさせていただきました。 総会終了後、確認をしたところ、手続きの方がなされていませんでした。その後、関係課と申請者との間でやりとりを経て、事後ではありますが、10月上旬で赤道の許可の方が出た次第でございます。今回、赤道の使用許可が出たということで、改めて議案を提出させていただいたところです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。

議長	事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	（事務局より事務連絡） ① 農業委員会手帳と活動記録セットの配布について ② 12/25「活動記録簿記入説明会」について ③ 奥出雲町農業委員会視察研修の報告について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は12月25日（水）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。